

函館市社会福祉協議会の役員等として貢献した者に対する
感謝状贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市における地域福祉の発展に尽力し、住民福祉の増進に寄与した函館市社会福祉協議会の役員等に対して行う市長の感謝状の贈呈に必要な事項を定めることを目的とする。

(贈呈の対象者)

第2条 感謝状贈呈の対象者は、函館市社会福祉協議会の役員等で、次の各号のいずれかに該当した者で、函館市社会福祉協議会会長の推薦があった者とする。ただし、同一人においては重ねて行わない。

- (1) 贈呈時において、函館市社会福祉協議会の評議員（監事の職を含む。）を10年以上、かつ函館市社会福祉協議会の役員として4年（2期）以上つとめた者。
- (2) 贈呈時において、函館市社会福祉協議会の評議員（監事の職を含む。）として引き続き4年以上その職をつとめ、退職した者。
- (3) 函館市社会福祉協議会の評議員（監事の職を含む。）の職にあり死亡した者。
- (4) その他、市長が特に認めた者。

(贈呈の時期)

第3条 感謝状の贈呈の時期は、函館市社会福祉大会の開催時とする。ただし、死亡した場合はその都度とする。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から改正する。